

# よこはまウォーキングポイント事業参加要領(歩数計)

制定 平成 26 年 8 月 20 日 健保事第 1631 号(局長決裁)  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 健推第 2933 号(局長決裁)

参加者は、よこはまウォーキングポイント事業(以下「本事業」という。)の趣旨に賛同し、本事業に参加するものとします。  
また、本事業はよこはまウォーキングポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき実施されます。

## 1 個人情報の取り扱い

本事業でご提供いただいた個人情報は、すべて横浜市に帰属し、横浜市の指導・監督のもと、共同事業者(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、TOPPAN 株式会社及びオムロンヘルスケア株式会社)及び横浜市が委託した事業者が管理します。

「個人情報」とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。

個人情報の利用については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

## 2 対象者

下記のいずれかに該当する人で、ウォーキングによる健康づくりに参加したい方

- (1) 18 歳以上の横浜市民
- (2) 横浜市内に所在する法人組織の事業所のうち、本事業に参加意思のある事業所に所属する原則 18 歳以上の横浜市在勤者及び在学者等

## 3 参加者情報の収集・利用・提供

- (1) 参加者には、本事業に必要な個人情報を提供していただきます。また、歩数等の情報を収集させていただきます。前記2つを総称して「参加者情報」とします。
- (2) 横浜市及び横浜市が委託した事業者は、本事業で得た参加者情報を本事業に関する通知、連絡、アンケート調査に利用させていただく場合があります。
- (3) 横浜市、共同事業者及び横浜市又は共同事業者が委託した者は、横浜市の監督のもと、本事業から得た参加者情報を、本事業の目的の範囲内で個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。
- (4) 横浜市及び共同事業者は、本事業で収集した参加者情報を本事業の目的以外に使用することはありません。ただし、横浜市、横浜市と協定・覚書を締結した者及び横浜市が委託した者は、本事業から得た参加者情報を他の個人情報と結び付け、本事業及び保健医療福祉施策の評価及び企画のための分析・研究を実施し、結果を個人が特定できない形で公表することがあります。その際、横浜市は、横浜市と協定・覚書を締結した者及び横浜市が委託した者に、参加者情報及び参加者情報と他の個人情報を結び付けた情報を提供することがありますが、その場合は、当該情報を個人を直ちに識別できないよう加工したうえで提供します。

## 4 禁止事項

本事業の参加にあたり、下記いずれかに該当する行為を禁止します。また、下記いずれかの行為を誘引、助長する行為も同様とします。参加者が下記に違反したことによる損害は、参加者のご負担となります。

- (1) 歩数計の貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保利用
- (2) 本要領に違反する行為
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為
- (4) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (5) その他第三者に不当に不利益を与える行為

## 5 歩数計の紛失・故障・再交付等

- (1) 歩数計の紛失・故障が発生した場合、すみやかに横浜市が委託した事業事務局(以下「本事業事務局」という。)にご連絡ください。
- (2) 歩数計の再交付は行いません。本事業への参加継続を希望される場合、まずは、本事業事務局にご連絡ください。本事業への参加継続にあたっては、本事業で使用している歩数計と同じ型番の歩数計を自己負担で購入していただく必要があります。

## 6 登録事項の変更・退会等

- (1) 住所、氏名、電話番号等の登録事項に変更があった場合は、よこはまウォーキングポイント事業公式ホームページのログイン画面内にあるユーザー情報画面から直接必要項目を入力して変更していただくか、本事業事務局へお問い合わせください。
- (2) 本事業の退会を希望する場合、又は市外転居、市外転勤、退職、事業所が本事業への参加を辞退するなどの理由により、参加資格を喪失される場合、本事業事務局へお問い合わせください。
- (3) 登録事項の変更や退会の手続きがなされず、本事業事務局がやむを得ない事情があると判断した場合は、本事業のサービス利用の停止や登録事項の変更、退会手続きを行う場合があります。

## 7 事業の終了・変更・追加

- (1) 横浜市及び共同事業者は、1 か月以上前の通知により本事業の全部又は一部を終了することができます。  
また、横浜市及び共同事業者は、都合により、特段の通知・承諾なく、本事業の全部又は一部の内容若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。
- (2) 横浜市及び共同事業者は、前項の終了、変更及び追加に関し一切責任を負いません。

## 8 本事業の中断

横浜市及び共同事業者は、以下のような中断事由が生じたときは、参加者に事前通知することなく本事業を中断又は制限することがあります。

- (1) 過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウィルスの侵入、コンピューターネットワーク障害等により、横浜市が事業を継続することにより第三者に不利益が生じる恐れがあると判断した場合
- (2) その他横浜市が本事業の中断を必要と判断した場合

## 9 免責事項

本事業へ参加される方は、参加者自身の責任においてご参加いただけます。また、以下の各号に掲げる事項をあらかじめご了承ください。

- (1) 横浜市及び共同事業者は、本事業からリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。

- (2)横浜市及び共同事業者は、参加者が本事業を利用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本事業が、いかなる参加者の使用環境のもとでも正確に動作しうる旨の保証はいたしません。
- (3)横浜市及び共同事業者は、参加者が本事業の参加中に生じた事故、怪我、疾病、障害等について、何等の責任を負いません。
- (4)本事業は、血圧、体重、睡眠時間等のバイタルデータに関する情報を保管します。これは、医療行為を行うことを目的とするものではなく、参加者がウォーキング等による健康づくりを行うにあたり、自身のデータを記録できるようにしたものです。そのため、特定の疾患等の治療、症状の改善等の効果を何ら保証するものではありません。

## 10 その他注意事項

- (1)本事業に係る体調管理、歩数計及びID・パスワード等の管理は、参加者に自己責任で行っていただき、本事業による参加者の行為とその結果について、横浜市及び共同事業者は自らに過失がある場合を除き、責任を負うことはありません。
- (2)本事業において、横浜市及び共同事業者から歩数計送料以外の料金を別途参加申込者に請求することはありません。
- (3)歩数データは歩数計に42日間保存されます。42日を経過したデータは順次消去されますので、月に1回以上は歩数計をリーダーにのせてデータ送信を行ってください。
- (4)本事業には、本要領及び本事業の実施要綱が適用され、必要に応じて、横浜市はこれらを随時変更することができます。この場合、変更する1か月以上前からその変更内容を本事業のホームページで公開し、その変更内容は、参加者が実際に閲覧したかにかかわらず、ホームページの公開から1か月经過した時点で参加者に通知され、また承諾したものとみなします。ただし、①当該変更が、参加者の一般の利益に適合するとき、又は、②当該変更が、本要領及び本事業の実施要綱に基づく本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限られます。
- (5)横浜市は、参加者が参加申込書に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合や本要領及び本事業の実施要綱に違反した場合等において、本事業への参加を禁止したり、本事業の全部又は一部の利用を停止することがあります。
- (6)本事業の実施要綱は本事業のホームページをご覧ください。
- (7)本事業に関するお問い合わせは、本事業事務局までご連絡ください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。